

# 令和6年度 大分県立大分支援学校 いじめ防止基本方針

研修部（人権教育）

## 1 いじめ防止基本方針

「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを認識し、本校の児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送れるように、基本方針を策定する。

いじめ防止のための基本方針は、以下の5つである。

- (1) 学校に「いじめ問題対策チーム」を常設する。メンバーは校長、教頭、事務長、各学部主事、生徒指導主任、教育相談主任、研修副主任（人権教育主任）とする。
- (2) 「いじめを見逃さない学校」づくり及び教育委員会（特別支援教育課・生徒指導推進室等）・地域の小中学校・外部機関（警察・児童相談所等）との連携協力による「風通しのよい学校」づくりを推進する。
- (3) 児童生徒が安心して学校生活を送れる教育環境の整備・拡充を図る。
- (4) いじめ問題が発生した場合には、「いじめ問題対策チーム」に担任等の関係教職員を加えた「個別案件対応班」を組織し対応する。
- (5) 個々の役割分担に沿った迅速で的確な対応を行うことでいじめの早期解消を図る。

## 2 いじめについて

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（平成25年 文部科学省「いじめ防止対策推進法 一 総則より」）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめが全ての児童生徒に関係する重大な問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを第一とする。

### (3) いじめの集団構造と態様

いじめは、「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てる、おもしろがっている「観衆（いじめを強化する存在）」や見て見ぬふりをする「傍観者（いじめを支持する存在）」もいじめを助長する存在であるといえる。

よって、たとえ、冷やかしやからかい等、一見仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽くたたく、蹴るなどは周囲のものがいじめと認知しに

くい場合もあることから、こうした行為を受けた生徒の心情を踏まえて、適切かつ早急に対応をとることが重要である。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断する。

(暴力を伴うもの)

○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする

○ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする 等

(暴力を伴わないもの)

○冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

○仲間はずれ、集団による無視をされる

○金品をたかられる

○金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止の基本的な方向と取組

#### (1) 指導体制、組織体制

##### ①指導体制について

・問題行動の対応については、運営委員会で随時、経過報告を行う。

##### ②組織体制について

「いじめ問題対策チーム」を常設する。いじめが生じた場合は、「いじめ問題対策チーム」を中心とした「個別案件対応班」を組織し、迅速に対応する。

#### (2) 年間指導計画

「いじめアンケートもしくは聞き取り調査」は各学期に1回実施する。

実施時期	実施内容	備考
7月	アンケート調査、把握	※「いじめアンケートもしくは聞き取り調査」を実施し、いじめの早期発見に努める。
12月	アンケート調査、把握	※いじめが生じた場合は、「個別案件対応班」が迅速に対応し、解決を図る。その際には、担任等が聞き取り用のアンケートを参照し、詳細な把握に努める。
2・3月	アンケート調査、把握	

### 4 いじめ防止の措置

#### (1) いじめの予防

①日頃から児童生徒が発するサインを見逃さないようにしていじめの早期発見に努める。ただし、児童生徒の障がいの種類・状態によっては、本人がいじめを受けている、又はいじめをしているという認識がない場合もあるので、担任等が日常的な観察を通して、保護者と密に連絡を取りながら、実態把握に努める。

②「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育活動全体を通して児童生徒一人一人に徹底する。

- ③児童生徒一人一人を大切にできる意識や態度が重要であることを、教職員が再認識する。
- ④いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- ⑤定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細やかな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

## (2) 早期発見

- ①日常の教育活動を通して、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- ②児童生徒の生活実態について、例えば本人からの聞き取りや質問紙調査（アンケート調査等）を行うなど、きめ細やかな把握に努め、児童生徒が発するサインを見逃さず、その一つ一つの的確な対応をする。特に、言葉による意思表示が難しいと思われる児童生徒については、家庭との連絡を密にすると共に情報を共有し、日々の状況をしっかり把握するように努める。
- ③養護教諭や教育相談主任と連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制を整え、それを十分に機能させる。

## (3) いじめの対応

### ①いじめられている児童生徒への対応

いじめの訴えがあったときには、問題を軽視することなく保護者や友人関係等からの情報収集等を通して事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠ぺいすることなく、的確に対応する。

### ②いじている児童生徒への対応

本校の児童生徒には、いじめをしているという認識が薄く、友人との遊びの延長と混同する場合も考えられる。あらゆる教育活動の場面において、「何がいじめになるのか」「いじめは、決して許されない」「いじめられた人の身になって考え、心の痛みを知る」「自分の行いが、相手をいかに傷つけているか」等を教え、粘り強く取り組む必要がある。

### ③友人、知人（観衆、傍観者）への対応

いじめられた児童生徒の心の痛みを知ることや、いじめを目撃したときはすぐに教師に知らせる勇気をもつこと等を日頃の授業全般や道徳教育、人権学習を通して理解させる。

### ④保護者及び関係機関との連携

- ・保護者とは、連絡帳やアンケート調査の結果を踏まえ連絡を密にして、いじめの兆候を見逃さず、些細な問題を軽視することなく情報収集等を通して、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠ぺいすることなく、的確に対応する。
- ・いじめの問題解決や教育相談の実施にあたり、教育委員会（特別支援教育課・生徒指導推進室等）との連絡を密にすると同時に、必要に応じて教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携・協力を行うと共に、その周知や広報を行う。

## (4) 再発防止策の構築

再発防止に向けた取組を検討し、具体的に提示する。

## 5 ネットいじめへの対応

### (1) 被害児童生徒への対応

きめ細やかな心のケアを通して、いじめられた子どもを守ることを最優先する。

### (2) 加害児童生徒への対応

加害者本人が、いじめにあっていた事例もあることから、起こった背景や事情について詳細に調べるなど、迅速で適切な対応が必要である。また、保護者とも十分に連絡を密にし、十分な配慮の下で、粘り強い指導を行う。

## 6 重大事態への対応

重大事態とは

### (1) 「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合

### (2) 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

年間30日が目安であり、一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手する。

### (3) 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

学校の対応について

教師の「いじめの認知」があった場合

### (1) 被害児童生徒・加害児童生徒及び周囲児童生徒、保護者からの聞き取り

↓

### (2) 関係教師が複数で、正確な事実関係の掌握

↓

### (3) 該当学部主事、生徒指導主任、管理職に報告

↓

### (4) 「いじめ問題対策チーム」を中心に、いじめに関する調査・事実関係を詳細に把握

↓

### (5) いじめ解決に向けての指導方針の決定や指導体制の確立

↓

### (6) いじめ解決の指導・支援

↓

### (7) 継続指導・経過観察

↓

### (8) 事態収束の判断

※被害児童生徒がいじめの解消を自覚し、関係児童生徒との関係が良好に戻っていると認められたとき

↓

### (9) 再発防止策の構築

